



農共第 168 号
平成 22 年 6 月 4 日

農林水産省農村振興局長 様
(関東農政局長経由)

静岡県知事 川勝 平太



静岡県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 (平成 12 年 4 月 1 日付け 1 2 構改 B 第 74 号構造改善局長通知) 第 3 の 12 の (2) に基づき、別記のとおり関係書類を添えて提出します。



1 特認基準

静岡県では、第2期対策まで国のガイドラインに従い、農業地域類型の「中山間地域」を特認地域とし、その中の急傾斜農用地のみを交付対象としてきたところであるが、平成20年の農業地域類型の見直しにより、現在の特認地域の一部が「平地地域」となり、知事特認地域から外れることとなった。

しかし、協定農用地は依然として傾斜15度以上の条件不利地域である。

また、2期5年間、継続的に、集落の話し合いによる交付金を用いた共同取組活動（農作業や草刈りなど）や耕作放棄による協定参加者の連帯責任により、耕作放棄の発生防止が図られてきた。

本事業の実施が困難となると、これまで協定に参加してきた農家の耕作意欲の低下を招き、農地の耕作放棄地化や集落の衰退を招く危険性が高いため、知事特認基準を別紙1のとおり設定する。

2 農業生産条件の不利性を示すデータ

別紙2による

3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

別紙3による

4 知事特認基準変更の影響

別紙4による

5 静岡県の第3期対策における対象地域

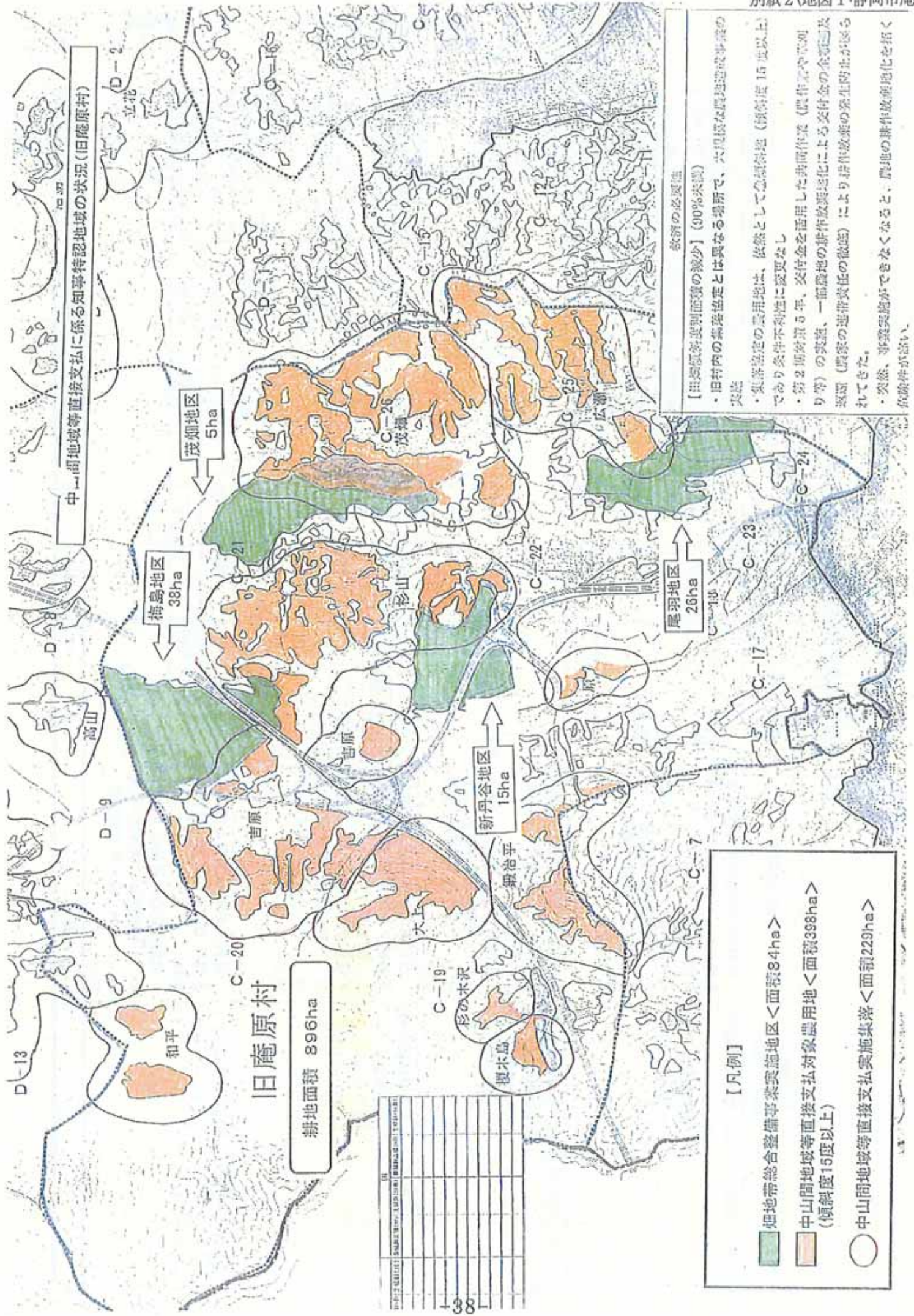
別紙5による

1 静岡県の中山間地域等直接支払制度第3期対策における知事特認基準

区分	第3期対策の知事特認基準	備考
国のガイドライン	農林統計上の中山間地域 (旧市町村)	第2期対策に同じ
県の独自基準	<p>前対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たす地域。 (旧市町村又は集落)</p> <p>ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上</p> <p>イ 農業従事者割合が県平均以上</p> <p>ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上</p> <p>エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/k㎡未満</p> <p>オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上</p>	

2 農業生産条件の不利性を示すデータ

市名	旧村名	除外理由 (H12～H20)	救済の必要性	集落協定名	対象農 用地 (ha)	⑩交付面 積 (ha)	⑭交付額 (円)				
							国 (1/3)	県 (1/3)	市 (1/3)		
静岡市	庵原村	田・畑傾斜度面積 割合の減少 (90%未満) (95%→75.8%)	・旧村内の集落協定とは異なる 場所で、大規模な農地造成 事業の実施 ・集落協定の農用地は、依然 として急傾斜地(傾斜度15度 以上)であり条件不利性に 変 更なし。	杉山	103	64	7,364,060	2,454,686	2,454,686	2,454,688	
					116	75	8,477,759	2,825,919	2,825,919	2,825,921	
					42	34	3,904,606	1,301,535	1,301,535	1,301,536	
					50	34	3,886,459	1,295,486	1,295,486	1,295,487	
掛川市	東山村	田・畑傾斜度面積 割合の減少 (90%未満) (100%→76.2%)	・旧村内の集落協定とは異なる 場所で、ほ場整備(自己施 工)を実施 ・集落協定の農用地は、依然 として急傾斜地(傾斜度15度 以上)であり条件不利性に 変 更なし。	東山	33	72	1,639,311	546,437	546,437	546,437	
					6	4	356,960	118,986	118,986	118,988	
浜松市	日坂村	田・畑傾斜度面積 割合の減少 (90%未満) (100%→55.6%)	・旧村内の集落協定とは異なる 場所で、ほ場整備(自己施 工)を実施 ・集落協定の農用地は、依然 として急傾斜地(傾斜度15度 以上)であり条件不利性に 変 更なし。	日坂村	14	14	1,315,176	438,392	438,392	438,392	
					8	8	704,407	234,802	234,802	234,803	
					5	5	435,914	145,304	145,304	145,306	
					5	5	449,705	149,901	149,901	149,903	
井伊谷村	井伊谷村	耕地率20%以上 (17.2%→30.1%)	・旧村内の集落協定とは異なる 場所で、みかん園の開墾の 実施 ・集落協定の農用地は、依然 として急傾斜地(傾斜度15度 以上)であり条件不利性に 変 更なし。	引佐町三岳	1	1	118,624	39,541	39,541	39,542	
					5	5	462,695	154,231	154,231	154,233	
					25	25	2,607,913	869,304	869,304	869,305	
					4	4	412,491	137,497	137,497	137,497	
計 16協定					501	380	41,521,112	13,840,364	13,840,364	13,840,384	



中山間地域等直接支払に係る知事特認地域の状況(旧庵原村)

【田畑転換削減面積の減少】(90%未満) 実施

- ・旧村内の集落協定とは異なる場所で、大規模な農地造成事業の実施
- ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利益に変更なし
- ・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業(農作業や草刈り等)の実施、一部農地の耕作放棄地化による交付金の全額返還(農家の連帯責任の徹底)により耕作放棄の発生防止が図られてきた。
- ・突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が大きい。

【凡例】

- 畑地帯総合整備事業実施地区<面積84ha>
- 中山間地域等直接支払対象農用地<面積398ha>(傾斜度15度以上)
- 中山間地域等直接支払実施集落<面積229ha>

旧庵原村
耕地面積 896ha

1	38
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	

中山間地域 直接支払に係る知事特認地域の状況(旧東山村)

【凡例】

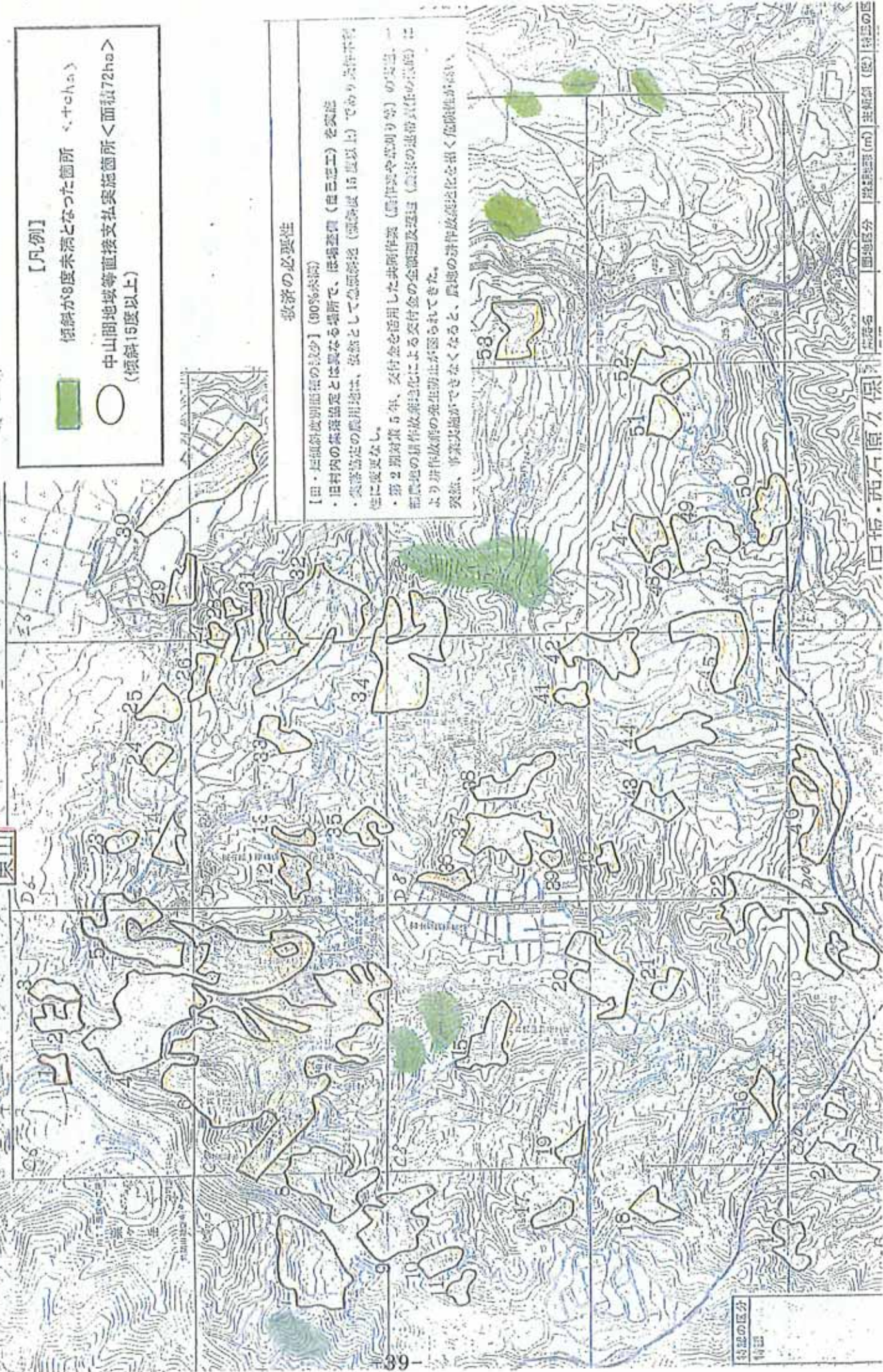
傾斜が8度未満となった箇所 (tha)

中山間地域等直接支払実施箇所<面積72ha>
(傾斜15度以上)

敬請の必要性

【田・畑傾斜別面積の減少】(90%未満)

- ・旧村内の集落協定とは異なる場所で、低橋整備(自己施工)を実施
- ・集落協定の農用地は、安価として急傾斜地(傾斜15度以上)であり、耕作不能性に度更なし。
- ・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業(農作業や草刈り等)の実施、一帯農地の耕作放棄地化による交付金の全額返還(急傾斜の並帯責任の原則)により耕作放棄の発生防止が図られてきた。
- ・突然、事業用地ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が、高い。

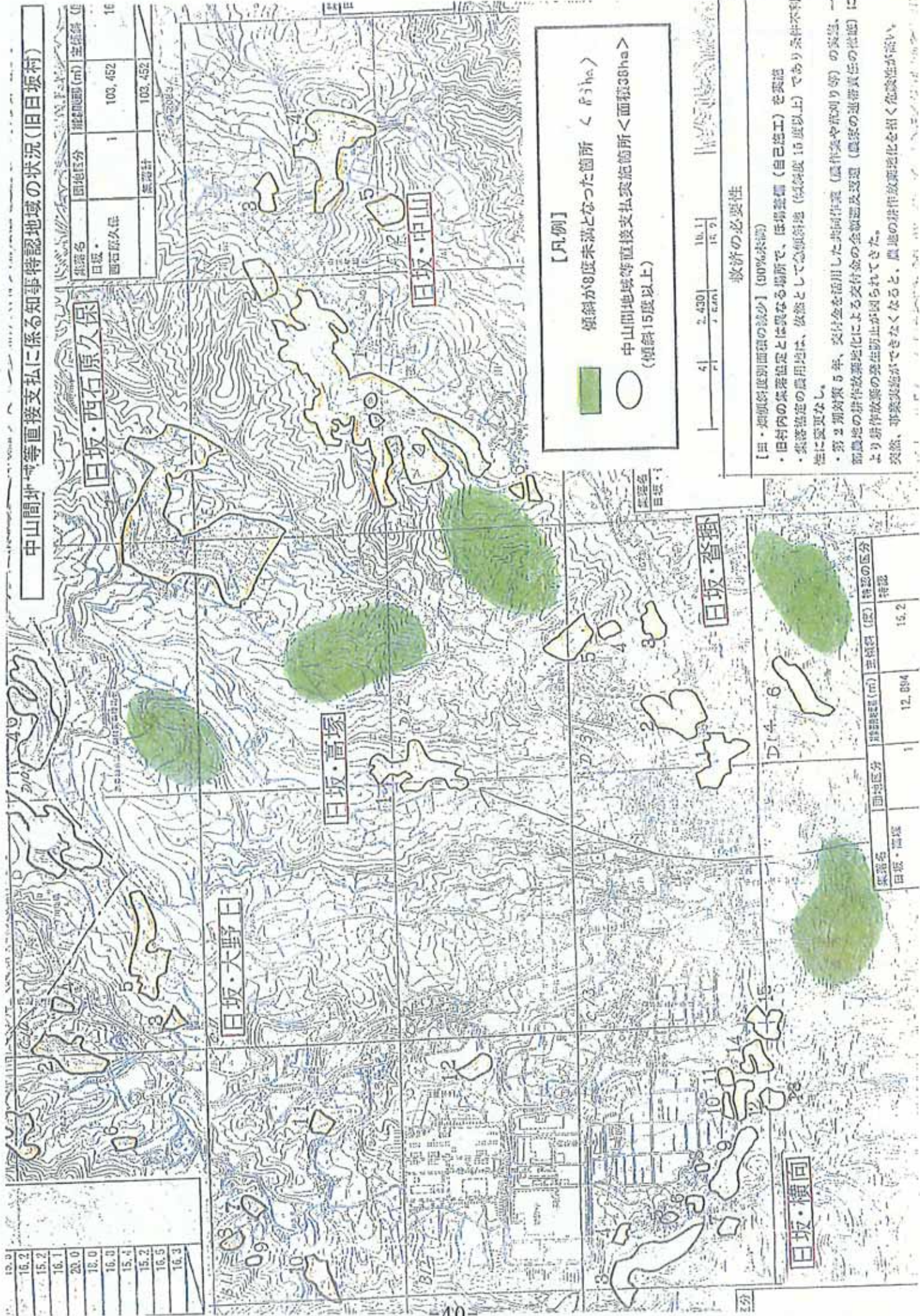


口振・西石原久保

町名 地区名 傾斜部(m) 特認の区

特認の区分
特認

中山間地域等直接支払に係る知事特認地域の状況(旧日坂村)



集落名	団地区分	特認面積(m ²)	特認率(%)
日坂・西石原久保	1	103,452	16
集落計		103,452	

集落名	団地区分	特認面積(m ²)	特認率(%)
日坂・高塚	1	12,894	15.2

集落名	団地区分	特認面積(m ²)	特認率(%)
日坂・横岡	1	12,894	15.2

【凡例】

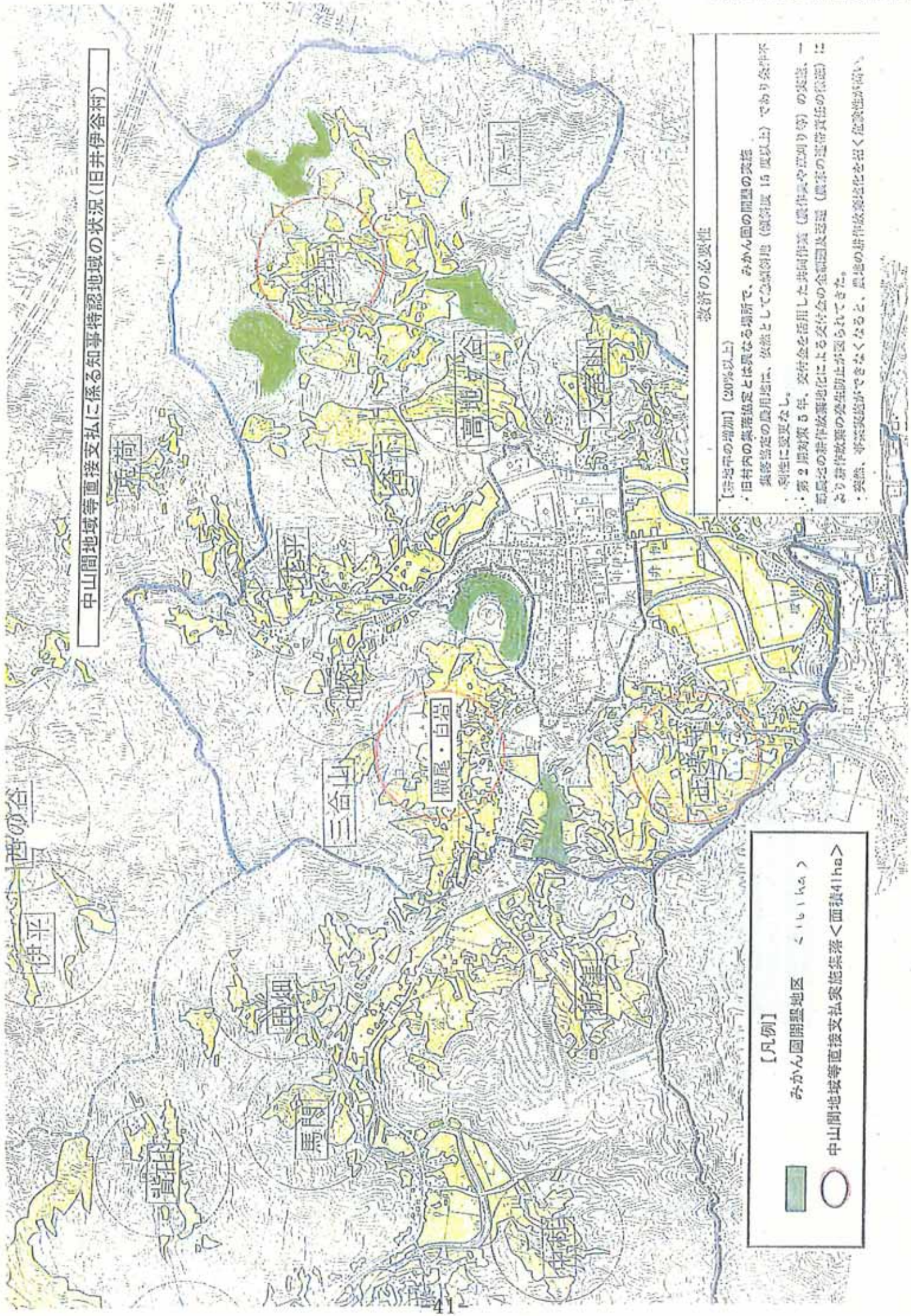
- 傾斜が8度未満となった箇所 < f > (ha)
- 中山間地域等直接支払実施箇所 < 面積38ha > (傾斜15度以上)

2,430 16.1 14.2
1 km

救済の必要性

- 【田・畑傾斜度別面積の減少】(80%未満)
- ・旧村内の集落協定とは異なる場所、低帯帯圃(自己造工)を実施
 - ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変わりなし。
 - ・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業(農作業や荒刈り等)の実施、一部農地の耕作放棄地化による交付金の全額返還及返還(農家の連帯責任の他認)により耕作放棄の発生防止が図られてきた。
 - ・突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄地化を招く危険性が高い。

中山間地域等直接支払に係る知事特認地域の状況(旧井伊谷村)



【凡例】

- みかん園開墾地区 <161ha>
- 中山間地域等直接支払実施集落<面積41ha>

救済の必要性

- 【平地平の増加】(20%以上)
- ・旧村内の集落協定とは異なる場所での、みかん園の開墾の実施
 - ・集落協定の農用地は、依然として急傾斜地(傾斜度15度以上)であり条件不利性に変更なし。
 - ・第2期対策5年、交付金を活用した共同作業(農作業や草刈り等)の実施、一帯周辺の耕作放棄地化による交付金の全額返戻(農家の連帯責任の軽減)により耕作放棄の発生防止が図られてきた。
 - ・突然、事業実施ができなくなると、農地の耕作放棄化を招く危険性が高い。

3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

【静岡県の独自基準】

前対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たすこと。(旧市町村又は集落)

ア 耕作放棄地率(18.5%)又は耕作放棄上昇度(1.5%)が県平均以上

イ 農業従事者割合が県平均(2.9%)以上

ウ 農業従事者高齢化率が県平均(57.1%)以上

エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/Km²未満

オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上

◎ 旧市町村

現市町名	旧市町村名 (昭和25年2月)	ア(いずれか)		イ 農業従事者割合(県平均2.9%以上)	ウ 農業従事者高齢化率(県平均57.1%以上)	エ(いずれか)	オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上	該当	判定
		耕作放棄地率(県平均18.5%)以上	耕作放棄地上昇度(県平均1.5%)以上						
静岡市	鹿原村	31.3	-0.4	11.8	51.8	2.4	314.2	×	×
浜松市	井伊谷村	15.1	3.6	7.5	64.9	-1.3	445.8	×	×
掛川市	東山村	3.7	-1.7	63.5	41.6	4.6	83.5	○	○
掛川市	日坂村2-1	6.2	2.3	24.3	42.3	7.6	151.4	○	○

◎ 集落

現市町名	旧市町村名 (昭和25年2月)	農業集落名	集落協定名	ア(いずれか)		イ 農業従事者割合(県平均2.9%以上)	ウ 農業従事者高齢化率(県平均57.1%以上)	エ(いずれか)	オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上	該当	判定
				耕作放棄地率(県平均18.5%)以上	耕作放棄地上昇度(県平均1.5%)以上						
静岡市	鹿原村 (6協定)	伊佐布	大上、榎木島	30.0	-4.2	18.9	49.6	4.9	109.3	○	×
		吉原	吉原	23.0	-8.4	23.4	59.5	15.6	61.2	○	○
		杉山	杉山	35.7	-9.8	33.7	55.3	5.8	110.5	○	○
		広瀬	広瀬地区	44.8	2.7	12.1	40.7	4.4	112.1	○	○
		茂畑	茂畑	7.2	2.0	45.7	47.3	-1.7	98.6	○	○

【参考資料】「2000年農林業センサス」農集集落別結果報告書 平成19年9月 関東農政局静岡農政事務所

「国勢調査」(平成17年)(平成12年) → 人口減少率、人口密度

4 特認基準の変更の影響

静岡県は、第2期対策当時の特認地域の維持を目的に県独自基準を追加する予定である。

このため、第2期から第3期に移行する際、特認地域の変更が理由となつての予算増はない。

農業地域類型の見直しに伴う中山間地域の変動については、別紙図面のとおりにだが、新たに「中山間地域」に編入される旧市町村内には、静岡県の特認地域内で交付対象となる急傾斜農用地がほとんどないことから、対象農用地面積や交付額の増減は、3ha、345千円に留まる。

知事特認基準変更の影響

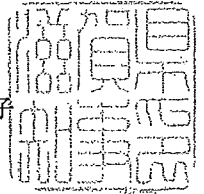
市町名	現状(第2期対策)		第3期対策計画 (H22当初)	中山間地域見直し による除外地域	第3期対策救済地域	中山間地域見直し による追加地域
	対象地域(旧市町村)					
静岡市	小島村、両河内村、庵原村、 由比町	庵原村		庵原村	庵原村	
浜松市	奥山村、井伊谷村	井伊谷村		井伊谷村	井伊谷村	
沼津市	内浦村、西浦村、浮島村	浮島村		浮島村		
富士宮市	北山村、上井出村、白糸村、 富士根村、上野村	富士根村		富士根村		
伊東市	対島村					宇佐美村
島田市	大津村、大長村、五和村					
富士市	吉永村、大淵村、松野村					須津村
磐田市	野部村					
掛川市	原田村、東山村、日坂村、桜木村	東山村、日坂村		東山村、日坂村	東山村、日坂村	曾我村、笠原村
御殿場市	玉穂村、富士岡村					
湖西市	知波田村					
伊豆の国市	北狩野村					
小山町	須走村、北郷村					
芝川町	芝富村、内房村					
森町	一宮村					森町
農地面積 (ha)						1,067
22計画面積 (ha)			4,200	▲380	380	3
22計画交付額 (千円)			435,399	▲41,521	41,521	345

(参考様式第1号)

滋農振第 157 号
平成22年(2010年)6月10日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

滋賀県知事 嘉田 由紀子



滋賀県における特認基準の制定(変更)について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1. 特認基準
別紙のとおり
2. 農業生産条件の不利性を示すデータ
別紙のとおり
3. 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ
別紙のとおり

滋賀県特認基準(案)

I 特認の必要性

対象地域の基準の合理性を確保し、広く住民の理解を得るため、8法地域と同等に自然的・経済的・社会的条件の悪い地域を特認地域として指定する。

II 特認基準

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(9)の特認地域およびその対象農用地は、8法地域以外の農用地にあって、次の1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。

1 地域基準

次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。

- (1) 8法地域に地理的に接する農地
- (2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成20年6月16日付け20統計第188号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする。)
- (3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
 - ウ 人口の減少率(平成12年~17年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること
- (4) 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成5年政令第315号)第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。

2 農用地基準

- (1) 上記1の(1)から(3)の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地および採草放牧地8度以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
- (2) 上記1の(4)の地域については、次の要件を満たすこと。
 - ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

特認基準新旧対照表

新	旧
<p>I (略)</p> <p>II 特認基準</p> <p>中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(9)の特認地域およびその対象農用地は、8法地域以外の農用地にあって、次の1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。</p> <p>1 地域基準</p> <p>次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成20年6月16日付け20統計第188号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p>	<p>I (略)</p> <p>II 特認基準</p> <p>中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(9)の特認地域は、次の1または2の要件を満たす地域とする。</p> <p>1 次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成13年11月30日付け13統計第956号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p>

<p>イ DID (人口集中地区) からの距離が 30 分以上</p> <p>ウ 人口の減少率 (平成 12 年～17 年) が 3.5%以上でかつ、人口密度 150 人/k² 未満であること</p> <p>(4) 昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令 (平成 5 年政令第 315 号) 第 1 条第 1 項に掲げる要件を満たさず地域。</p> <p>2 農用地基準</p> <p>(1) 上記 1 の (1) から (3) の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 傾斜農用地 (田 1/100 以上、畑・草地および採草放牧地 8 度以上)</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な田</p> <p>ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地</p> <p>(2) 上記 1 の (4) の地域については、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 急傾斜農用地の田 (1/20 以上)</p>	<p>イ DID (人口集中地区) からの距離が 30 分以上</p> <p>ウ 人口の減少率 (平成 7 年～12 年) が 3.5%以上でかつ、人口密度 150 人/k² 未満であること</p> <p>2 昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令 (平成 5 年政令第 315 号) 第 1 条第 1 項に掲げる要件を満たさず地域。ただし、対象農用地は、<u>急傾斜の田(傾斜度 1 / 20 以上)</u>とする。</p>
---	---

特認要望地域の状況
1 基本事項

	単位	大津市			県全域		出典
		旧仰木村	旧雄琴村	平均	8法地域内	8法地域外	
農業従事者高齢化率	%	30.5	29.4	30.1	36.6	33.6	2005年農業センサス結果
耕作放棄率(田)	%	6.0	5.4	5.8	2.6	1.1	2005年農業センサス結果
農家一戸当たりの生産農業所得	千円	206	212	208	295	425	枠外別記
勾配1/20以上の田/全田面積	%	92.5	73.3	86.2	8.8	4.7	対象農地実態調査

農家一戸当たりの生産農業所得出典:平成17年次農林水産統計年報

2 参考事項

	大津市			県全域			出典
	旧仰木村	旧雄琴村	計・平均	8法地域内	8法地域外	県全体	
総土地面積	1,138	434	1,572	156,898	177,815	334,713	2005年農業センサス結果
総林野面積	435	125	560	134,474	71,236	205,710	2005年農業センサス結果
経営耕地総面積(ha)	182	92	274	5,616	38,564	44,180	2005年農業センサス結果
林野率	38.2%	28.8%	35.6%	85.7%	40.1%	61.5%	
農林地率	54.2%	50.0%	53.1%	89.3%	61.7%	74.7%	
全田面積	174	86	260	5,027	37,119	42,146	2005年農業センサス結果
勾配1/20以上の田	161	63	224	443	1,755	2,198	対象農地実態調査
勾配1/20以上の田の割合	92.5%	73.3%	86.2%	8.8%	4.7%	5.2%	
15歳以上人口	2,281	4,230	6,511	96,019	1,071,195	1,167,214	H17国勢調査
農業従事者数	1,049	540	1,589	19,781	109,343	129,124	2005年農業センサス結果より推計
農業従事者数の割合	46.0%	12.8%	24.4%	20.6%	10.2%	11.1%	

